地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する検討会における 地域手当に係る論点整理を踏まえた総務省としての方針

「地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する検討会」(以下「検討会」という。)が取りまとめた地域手当に係る論点についての考え方では、

- ① 中核的な市への通勤者率による補正(パーソントリップ補正)の 補正段階を現行の2段階から6段階(最大2級地)まで延長すること。
- ② 支給地域に囲まれた非支給地域のうち、当該支給地域への通勤者 率の高いものを支給地域とすること。

ただし、補正による支給割合(級地)の上限は、現行の国の指定基準の支給割合(級地)から1段階までに限る。

について、客観的なデータにより労働力市場としての一体性が示され、かつ、納得性もあるとされた。さらに、補正による支給割合(級地)の上限を現行の国の指定基準の地域手当支給割合から1段階までに限ることにより、法律上、賃金指数による指定基準を基本と位置づけていることとの整合性も保たれると考えるとされた。

総務省としては、上記の類型について、人事院において、次回、地域 手当の支給地域・支給割合の見直しが行われる際に反映の検討がなされ るよう、人事院に申入れを行うこととする。

なお、実際に国において見直しがなされ、上記の類型が地域手当の支給地域・支給割合に反映されない限り、上記類型に該当する団体にあっても、引き続き「均衡の原則」(地方公務員法第24条第3項)に基づき、国における地域手当の指定基準にのっとって支給地域・支給割合を定めることが原則である。